

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年3月5日

ワールドマスターズゲームズ 2027 関西鳥取県実行委員会 会長

1 業務の概要

(1) 業務の名称

ワールドマスターズゲームズ 2027 関西エクスカッションあっせん業務委託

(2) 業務の目的

ワールドマスターズゲームズ 2027 関西は、令和9年5月14日から5月30日に開催され、国内外併せて約50,000人の参加者数が見込まれており、鳥取県では、アーチェリー（アウトドア、インドア）、自転車（トラック、ロードレース）、柔道、グラウンド・ゴルフの4競技6種目が行われる。

鳥取県内外の大会参加者に対して、競技日前後に鳥取県独自のエクスカッションを提案することで、大会参加に加え、県内観光地や海、山を舞台とするアクティビティ、食など、鳥取県の観光周遊を促すことを目的とする。

なお、エクスカッション参加の有無は、出場者が判断（任意）する。

詳細は、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西エクスカッションあっせん業務委託プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）及び別紙仕様書による。

(3) 業務の内容

仕様書のとおりとする。

(4) 契約期間

契約日から令和9年6月30日（水）まで

(5) 予算額 1,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 参加申込み

この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、令和8年3月16日（月）午後5時15分までに、プロポーザル実施要領別添「参加申込書」をファクシミリにより提出すること。

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本店、本部等又は支店、支部等を有する法人又は団体。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が「運送・旅客業」の「旅行代理及び旅客業」に登録されている者であること。

(3) 第1種又は第2種旅行業に登録されている者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本件業務の調達公告の日以後のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(7) 次のいずれにも該当しないこと。なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照

会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

ウ 暴力団若しくは暴力団員であること又はイの（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

3 審査会の設置

- （1）企画提案等の順位を決定するため、審査会を設置する。
- （2）審査会は企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- （3）審査員は4名で構成する。
- （4）審査は書類審査とする。

4 選定方法

- （1）各審査員が下記の評価項目の評価の視点ごとに5段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄の括弧書きで記載する倍数を乗じたものの合計点（50点満点）をその提案者の得点とする。ただし、審査員4名の合計得点が120点（最高得点200点の6割）以上であることを最低基準とし、最低基準点を満たない提案者は選定の対象としない。
- （2）審査員4名の合計得点が高い順に順位付けを行い、最高順位者を最優秀提案者に選定する。
- （3）審査員4名の合計得点が高同点の場合は、審査員の多数決により順位を決定する。
最低基準点を満たない場合又は提案者がいない場合は、再度プロポーザルを実施する。

評価項目	評価の視点	配点
目的の理解	全体を通じて事業目的を正しく理解し、企画に反映させているか。	5点（×1）
業務遂行能力	WEB予約システムは、十分な機能を有しているか。	5点（×2）
	エクスカージョンを実施に関して問合せ対応等業務遂行の体制が整っているか。	5点（×2）
提案内容	④コース：参加者の鳥取県滞在の満足度向上を考慮した工夫があるか。	5点（×2）
	⑤コース：参加者への訴求力のある計画となっているか。	5点（×3）
合計		50点

※評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
5点	非常に優れている。
4点	優れている。
3点	標準的である。
2点	劣る。
1点	非常に劣る。

5 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

ワールドマスターズゲームズ 2027 関西 鳥取県実行委員会 観光・文化・宿泊専門部会
(鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課内 担当：依藤)

電話 0857-26-7421/ファクシミリ 0857-26-8308

電子メール kankou@pref.tottori.lg.jp

6 提出書類

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書(様式第1号) 1部

(2) 提出期間及び時間

令和8年3月5日(木)から令和8年3月16日(月)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和8年3月16日(月)午後5時15分までに到着したものに限り、受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(信書と明記すること。)によること。

(4) 提出場所

5に同じ。

(5) 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、令和8年3月19日(木)午後5時15分までに電子メール(送信先: kankou@pref.tottori.lg.jp)により質問すること。(様式自由)

なお、質問及び回答内容は、質問者名を伏せた上で、鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局関西ワールドマスターズゲームズ課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kansai-wmg/>)に順次掲載することにより、全対象者に周知するものとする。

(6) その他

本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

7 企画提案書の作成要領

(1) 作成内容

仕様書をもとに、予約システム等の受け入れの実施体制、エクスカージョンのコースを盛り

込んだ企画提案書を作成すること。

(2) 作成様式及びページ数

用紙サイズはA4版（必要に応じてA3版の折り込みも可とする）用紙とし、様式及び枚数は任意とする。

(3) 提出部数

各6部（正本1部、副本（写し）5部）

(4) 提出期限

令和8年3月26日（木）午後5時15分まで（必着）

(5) 提出方法

5に送付又は持参すること。（ファクシミリによる提出は不可とする。）

8 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知するものとする。

通知の内容のうち審査結果については、すべての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

9 契約の締結

(1) ワールドマスターズゲームズ 2027 関西鳥取県実行委員会（以下「実行委員会」という。）

は、4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

また、実行委員会は、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

ウ 暴力団若しくは暴力団員であること又はイの（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

10 スケジュール

契約締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

- 3月 5日（木）プロポーザル公募開始
- 3月16日（月）参加申込書提出期限
- 3月19日（木）質問受付期限
- 3月26日（木）企画提案書提出期限
- 4月第2週目頃 審査会、審査結果通知
- 4月中下旬 契約締結

11 その他

（1）企画書の無効

2の参加資格要件のない者が提出した企画書及び虚偽の記載がなされた企画書は、無効とする。

（2）参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（3）著作権の取扱い

実行委員会は提案者に対して、企画書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

（4）情報公開

提出された書類は返却しない。なお、鳥取県実行委員会に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第38条の規定を適用するが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途に使用しない。